



26水港第3407号
平成27年2月25日

岡山県 水産主務課長 殿

水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長

産地水産業強化支援事業に係る費用・便益分析について

地方分権に関して、「産地水産業強化支援事業における施設の改築に係る便益の算定方法(強い水産業づくり交付金費用・便益分析要領)の見直し」について地方からの提案があったことを受け、「平成26年の地方からの提案等に対する対応方針」(平成27年1月30日閣議決定。以下「対応方針」という。)において、「非公共事業である産地水産業強化支援事業は、個々の施設ごとに整備効果が期待されることから、強い水産業づくり交付金(経営構造改善目標)費用・便益分析要領において、既存施設の全てを取り壊した上で新たな施設整備を行う場合の便益算定方法については、新築として取扱うことを地方公共団体に改めて周知する。」こととなつたところです。

このことについては、下記のとおり強い水産業づくり交付金(経営構造改善目標)費用・便益分析要領(平成22年3月29日付け21水港第2697号水産庁漁政部長、漁港漁場整備部長通知)によって示されているところでありますが、対応方針に従い改めて周知させていただきますので、関係者への周知方よろしくお願いします。

記

(要領抜粋)

1 費用・便益分析基準

費用・便益分析においては、メニューを実施した場合に生ずる便益(受益対象が享受できる効果を貨幣換算したもの。以下同じ。)をメニュー実施に要する費用と比較することとし、費用便益比率(B/C)を用いることとする。

(問い合わせ先)

水産庁 漁港漁場整備部
防災漁村課 構造改善施設班
(望月・村瀬)
電話番号：03-3502-8111（内線 6904）
03-6744-2391（直通）